

小城藩刑事判決例六十二題：近世中葉小城藩に行はれたる刑事的法則

金田，平一郎
九州帝国大学法文学部教授

<https://doi.org/10.15017/14424>

出版情報：法政研究. 11 (1), pp.1-34, 1941-01. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

資料

小城藩刑事判決例六十二題

—近世中葉小城藩に行はれたる刑事的法則—

金田平一郎

目次

緒言	逃走の罪	人藏匿の罪	病者に關する罪	奇異説流布の罪	密通の罪	放火出火の罪	騒擾の罪	徒黨の罪	殺傷の罪
----	------	-------	---------	---------	------	--------	------	------	------

偽造の罪
横領の罪
詐偽の罪
窃盜の罪
贓物に關する罪
賭博の罪
運送に關する罪
結語

緒

言

法文學部内の九州文化史研究所採集史料中には、小城藩關係の史料が可成り多く存するが、就中天和乃至安政年間の刑事判決例集たる「罰帳」十二冊、寶永乃至明治年間の刑事判決例集たる「郡方罰帳」二十一冊、明治二年の刑事判決例集たる「會所罰帳拔書」一冊の諸書は、殊に珍重すべき近世法制史料である。

本篇に於て私は、前記の刑事判決例集の中から、近世中葉(寛保乃至安永)のものを撰び出して紹介し、而してそれ等を通して、その當時の、肥前佐賀藩の支藩たる小城藩の刑事的法則の一斑を窺ひ、併せて徳川幕府の根本法典の一つ「公事方御定書」制定(寛保二年)後に於て、小城藩の刑事的法則は、此幕府の法典上の原則と如何なる關係にあつたか、此點を調査して見度いと思ふのである。

本篇、小城藩刑法の考究と云ふも、幕府の庶民法典とも云ふべき、その殆んどすべてが庶民に關する法條であるところの「公事方御定書」との比較對照を目的とせる關係上、便宜を以て、以下試みるところは、小城藩庶民法の研究に止め、武士に對する刑法の考察は別論に譲ることにする。又、庶民法の細目中、御定書に類項の見えざるものにして、割愛せるもの少くない。しかしその主要なるものゝ過半は之を網羅してゐる。

逃 走 の 罪

逃走の罪とは、今日の法學上の用例に従へば、公の自由拘束力侵害の罪であるが、小城藩に於ける此種行爲の處遇は如何。

第一判決例 (「罰帳」四所收)

久留間村×右衛門「右之者盗いたし候付郡拂申付置候處自分ニ令歸郡又盗ニ入方ニ致徘徊候付相捕入籠申付候處度ニ籠屋を破り諸人之害に相成候次第言語道斷ト方ならぬ重罪之族候依之生害申付者也」(辰寛年)六月廿七日

第二判決例 (「郡方罰帳」六所收)

元大地町御拂者惣兵衛「右之者當夏赤司刈林右衛門平兵衛佐嘉魚町に瓜越候節小城町馬方共參合駄賃之儀申論候末右兩人必和談之中手を相頼候付取扱候由其方義御拂者ニ候得者何分相頼候共不請合筈之處御拂場

に入込而已ならず、不差詰義を取扱旁以不届者ニ候依之先年小城佐賀貳郡被相拂長崎迄被相構置候上今又杵島、郡相増都而三郡拂申付候(安永三年)

右二判決に依つて、「公事方御定書」下巻第八十五條『牟拔手鎖外シ御構之地に立歸候もの御仕置之事』(徳川考「後聚第四」一八六頁)の第十項『一御構之地ニ致徘徊候上惡事いたし候もの入墨以上ニ可申付惡事ニ候ハ、死罪入墨ニ可申付程之惡事ニ無之ハ前之御仕置より一等重ク可申付』に相似たる原則が、小城藩にても行はれたることを知り得るのである。

「公事方御定書」下巻同上條第九項に『御構有之ものを隠し差置候もの追放ものを隠置候ハ、江戸拂江戸拂之ものを隠置候ハ、所拂』なる原則が見えるが、次の判決は、小城にても、之に相似たる原則の行はれたることを示すものであらう。

第三判決例 (郡方罰帳「三所收」)

久留間村×兵衛「右之者子×右衛門致盜候ニ付相拂置候處居村に立戻又ニ致盜候自分ニ致歸郡義親とし、て無疎様可令心遣處却而自宅に差置加之其方兼而行跡不宜もの之由組合共申出候旁以不届之至依之居村相拂候」(中)「寅(延享三年)十一月十九日於郡方申渡候

尚ほ又、小城藩にては破籠逃走ありし場合、籠番を拂に處する定めであつたのである。それは、次の判決に就いて見ることが出来る。

第四判決例 (郡方罰帳「五所收」)

江里山番人×右衛門「右之者江里山村居籠所番申付置候處先月三日夜×川利右衛門義右場所補理を破り逃出候兼而無疎様可令勤番之處畢竟心懸大形ニ有之候故右之次第近來無調法之至候依之當番差迦御館下壹里四方相拂候也」子(明和五年)八月「右之段可被申渡候已上」

人 藏 匿 の 罪

社會の秩序維持の爲めに、人の居住、移動に就いて嚴重に取締り監視すると云ふことは、徳川時代時と所を通じての、一般的政策であり、各種の取締規定が存し、之に背反せる行爲は一の犯罪であつたのである。本節に云ふ人藏匿の罪とは、此取締規定上の條件を備へずして、人を自宅に滞留せしめる行爲を意味する。

小城藩その例に洩るゝものでなかつたこと、次の判決例に就いて之を見るべし。

第五判決例 (郡方罰帳「三所收」)

午ノ十一月三日玉眞院様御七回忌ニ付御免「牛津本町×藏」右之者旅人に宿借シ候聞有之於郡方相糺候處旅人參掛リ病氣差出候付留置候段申出候旅人事ニ候へハ、町役共に早速可相達候處左もなく不届之至候依之居町相拂候「右之段可被申渡候已上」卯(延享四年)十二月五日夜

此判決に依つて、延享時代の、此種犯に對する處斷原則を窺ひ得られるのであるが、之が安永頃になると、そ

の刑罰に於て、變改されることになつたらしいのである。次に安永元年の三判決を掲げて證示するであらう。

第六判決例 (「郡方罰帳」六所收)

小城郡平吉郷濱中村百姓×右衛門「右之者所に旅僧留置祈禱杯相頼候由、旅人滞在之儀者御法有之義候處、數月逗留いたさせ候由不届者候依之閉戸申付候(安永元年なるべし)

第七判決例 (「郡方罰帳」六所收)

小城郡平吉郷濱中村百姓×右衛門「右之者所に旅僧參懸り任相數兩三日逗留いたさせ候由旅人滞在之儀は御法有之候處、右之次第無調法至極之者候此段呵(安永元年なるべし)

第八判決例 (「郡方罰帳」六所收)

小城郡平吉郷芦刈村庄屋善左衛門「右之者所に旅僧爲致一宿候由旅人之儀は一夜たり共御法有之義候處、右之次第無調法者候此段呵(安永元年)五月七日

他領の者を、無手續のまゝ滞留せしめた場合、又同様であつた。

第九判決例 (「郡方罰帳」四所收)

八内文六「右之者共儀西元石與申者を入込置候由、付相改候處他領者之由留置候半而不相叶譯も候は、筋相達可得左岡處無其儀他領者を數年來入込置候儀近來不調法之至候依之呵(捨候也)」右之通可被申渡候已上(明和三年)閏十二月十八日

扱て、「公事方御定書」にては、その下巻第二十五條『人別帳にも不加他之もの指置候御仕置之事』(「徳川禁令
二帙一」の條に『一人別帳にも不加他之ものを指置候もの當人并差置候もの共ニ所拂』なる人藏匿に關する原則が存
〇四頁)するが、之と前掲諸判例を通して知る。小城の原則とを對比して見るに、少くとも延享年代には、小城の原則は御
定書の原則と同一であつたと推せられるが、後間もなく別個な處遇制が現はれるに至つたものと考へられるので
ある。

病者に關する罪

第十判決例 (「郡方罰帳」二所收)

小城岡町咄×右衛門」一去年極月長崎長照寺弟子實久と申僧惡病相煩岡町參懸リ天神社へ打臥罷在候を山
川平右衛門〆××を頼何方へも可差送旨右之者へ申談候付其旨別當へ申達候迄ニ而差置候由右之僧歩行も
不相叶、躰ニ候ハハ、其段筋_ニにも相達無疎介抱可仕候處右之次第大形之至ニ候此段御呵被成候」右之通可被
申渡候以上」亥(寛保三年)閏四月四日」(下略)

「公事方御定書」下巻第九十三條『煩候旅人を宿送りニ致候咎之事』(「徳川禁令考」後)の條及び同第五十九條
『倒死并捨物手負病人等有之を不訴出もの御仕置之事』(「徳川禁令考」後)の條第二項は、右判決の犯行と同種の
犯罪に對する原則であるが、その刑罰が過料、所拂或は役儀取上等であつて、小城藩の此方面の原則は、御定書

のそれと異なるものであつたとなし得るのである。

奇異説流布の罪

第十一判決例 (「罰帳」五所收)

寶珠院儀召抱置候新八去夏於上町及刃場、同所源七に突手を負せ扱又多久在郷に虫祈禱之守等持扱候聞へ有之候付相糺候處其方任差圖彦岳神水之儀を申觸守等相配り候由新八令白狀候付相改候處何角與偽を申每度相糺候付有苦間敷旨令差圖候段申出候惣体新八儀不行跡者之儀乍存召抱置剩謂なき守を取扱せ其上彦岳神水之儀不慥成義を申觸させ加之糺明之節色々虚言を構彼是不届之至候依之小城郡并私領相拂候也」子(明年)四月十四日」(下略)

此判決は、「公事方御定書」下卷第五十三條『新規之神事佛事奇怪異説御仕置之事』(「徳川禁令考」後(聚第三帙一九〇頁)の第二項)『奇怪異説申觸し人集致候におゐてハ人集いたし候宿江戸拂發起いたし申觸候頭取右同斷同世話いたし候もの所拂』に相似たる原則が、小城にも行はれたことを示すものか。

密通の罪

第十二判決例 (「郡方罰帳」六所收)

山代立岩村×八」右之者去辰九月瀧川同村×右衛門女房與令密懷候末女致自害候御法度を背而已ならず不儀之相手相果候付而者生害難遁與いへ共此節御差扣御免御祝ニ付而出籠被仰付小城佐嘉松浦三郡相拂長崎被相構(は原講は誤)候」右之通郡方役所ニ而下目付立合同所役人申達(安永二年なるし)

此判決は、「公事方御定書」下巻第四十八條「密通御仕置之事」(「徳川禁令考」後「聚第三帙八一頁」)の第一項、第二項の『一密通いたし候妻死罪』『一密通之男死罪』なる原則に相似たる原則の、小城藩にも行はれたことを示すものではあるまいか。

尙ほ小城藩にては、未婚者の密通拂と云ふ原則であつたこと、例へば次掲の如き判決例に就いて知ることが出来るのであるが、此種の原則は「公事方御定書」には見當らない。

第十三判決例 (「郡方罰帳」三所收)

寛延三年午九月圓覺院様御七回忌ニ付歸郡「靱負殿被官長神田刈×之允」右之もの右木刈×之允より双傷逢候付相札候處長神田刈×右衛門娘と其方致密通故及双傷候由×之允申出候付相改候處表裏を構札明之上有躰令白狀候兼而稠敷御法度を相背不届至極之族依之小城郡佐嘉郡并御私領相拂候寅(三年)七月廿七日」

(略下)

第十四判決例 (「郡方罰帳」三所收)

寛延三年午九月圓覺院様御七回忌ニ付歸郡被仰付候長神田刈×右衛門娘とめ」右之者同所×之允を右木刈

×之允致双傷候付相糺候處最初、×之允令密通其後、×之允亦々密通いたし候段糺明之上令白狀候兼而糺敷御法度を相背不届之族依之小、城、郡、佐、嘉、郡、杵、嶋、郡、并、御、私、領、相、拂、候、一、寅、(延享三年)七月廿七日、(略下)

放 火 出 火 の 罪

第十五判決例 (罰帳四所收)

羽館與七兵衛下人×右衛門「右之者不届有之宍役を以相糺候處成富與左衛門三浦平左衛門永石吉左衛門をかたらひ付火を致し盜を企顯然之上評定之席に於て偽を構へ他之非を舉而已か邪を覆ひ及拷問迄表裏を以上を掠候心底重罪難遁言語道斷之族候然上へ定法之嚴科に行ふべきといへとも穩便之沙汰を以生害申付者也」(寶曆五年)十一月

小城藩にても、放火盜犯に臨むに嚴罰を以てせしこと、此判決に依つて知り得るが、「公事方御定書」下卷第七十條『火附御仕置之事』(徳川禁令考後聚第三帙六一五頁)の條の第三項『物取にて火を附候者引廻』の上火罪の原則が、そのまゝ小城の原則であつたか否かは、今遽かに決定し得ない。しかし少くとも、兩者同旨の極刑主義であつたことは明らかである。

出火犯に就いての、「公事方御定書」下卷の原則は、第六十九條『出火に付而之咎之事』(徳川禁令考後聚第三帙五八八頁)の條であるが、その條項がすべて小城藩の原則でもあつたとは云へない様である。例へば、御定書同上條第一

項では『平日出火之節』小間拾間以上類焼の場合のみ火元押込と云ふ制度であるが、小城藩では、類焼を必ずしも出火犯成立の條件としなかつたらしいのである。即ち

第十六判決例（郡方罰帳三所収）

子十一月七日御免被成候「遠江ヶ里村横目×右衛門」右之者去ル十四日居宅出火焼失付て役々相改候處女房下人召連田に罷出家内明置候處及出火村中も上米預置致焼失候年具之筋請取置候は、番人相付緩無之様可相調候處太形之至ニ候依之叱置候」右之段可被申渡候」子（延享元年）十月十九日」於郡方申渡候

騷擾の罪

第十七判決例（郡方罰帳三所収）

寛延三年午九月圓覺院様御七回忌ニ付一里四方拂御免」手男新藏」右之もの一昨日御馬屋之者善助と及口論候付相糺候處焼酒ニ給醉始終不覺由申出候御屋鋪内と云無謂右之次第不届之族候依之手男差迦シ御館下一里四方相拂候」右之段可被申渡候已上」辰（寛延元年）四月廿三日」於修理方申渡

此判決例のそれと同一の罪と罰とに關する條項、「公事方御定書」には見當らないが、その下巻第七十六條『あばれもの御仕置之事』（「徳川禁令考」後）（聚第四帙四九頁）の條の第一項は、類似の條項であり、その刑種が又追放であつたのである。

右の判決例は酒狂騷擾の例であるが、酒狂の上人を打擲せし場合の判例を次に出すと、

第十八判決例 (郡方罰帳三所收)

寛延三年午九月圓覺院様御七回忌ニ付居村拂御免「滿江村×之允」右之者當夏牛津新町惣左衛門所ニ而高柳刈伊右衛門ニ口論之末書付差出候付相糺候處伊右衛門を打擲いたし候末圓長寺ニ而打返ニ逢候段申出候最前伊右衛門畢竟手を出候付致打擲候段申候得共證據人有之候處表裏を構畢竟大酒ハ事起不埒千萬不届之族依之居村相拂也」右之通可被申渡候「丑(延享二年)十二月廿三日

第十九判決例 (郡方罰帳三所收)

丑閏十二月廿四日御免「高柳ケ里伊右衛門」右之者當夏牛津新町惣右衛門宅ニ而政之允ニ口論之末筋書付差出候付相糺候處政之允より打擲ニ逢候故圓長寺ニ而致打返シ候段申出候左も可有之候畢竟大酒ハ事起輕事を申論不埒千萬不届之至候依之閉戸申付候」右之段可被申渡候已上」丑(延享二年)十二月廿三日

第二十判決例 (郡方罰帳三所收)

乙柳ケ里×助」右之者十月朔日天山宮神事之節江里ケ里善内ニ口論之末致打擲候由於郡方相糺候處不埒千萬神事儀ニ候得ハ穩便ニ可相調候處畢竟酒ニ給醉右之次第不届之至候依之稠敷呵置候也」申(寶曆二年)十二月廿一日」郡方申渡也

以上三判決に依つて、小城藩にては、酒狂打擲犯は拂、閉戸、叱等の原則であつたことを知るのである。而し

てそれは、「公事方御定書」の原則ではなかつた。即ち御定書ではその下巻第七十七條「酒狂人御仕置之事」(「徳令考」後案第
四巻六九頁)の條の第五項に見える通り、酒狂打擲者には原則として療治代負擔の義務を負はしめ、その負擔不
可能の場合所拂と云ふ原則であつたのである。

尙ほ小城藩の單なる毆打罪の判例を出すに、

第二十一判決例 (郡方罰帳三所收)

丑十月八日御免「大江ヶ里×右衛門」右之もの當夏同所福泉と口論之末於郡方相糺候處同村庄兵衛所に紛
等敷もの參候由承候付福泉宅へ參蚊屋を明候處福泉其方を押倒候故致打擲候段申出候紛等敷者參候段承候
ハ、改之筋茂可有之處理不盡之致方不届之至候依之閉戸申付候也」丑(延享二年)十一月十七日郡方申渡

徒 黨 の 罪

第二十二判決例 (郡方罰帳四所收)

極月二日閉戸被仰付候也」山内×右衛門裏町×右衛門岡町×之允大地町×右衛門大門×右衛門」東×左衛
門兼而松本宗意心安申談候付去ル廿二日勝手向細工相頼折角相調候半右之者共道具を取上候惣而同輩之者
ニも候ハ、左も可有之候其上待之屋敷に徒黨を組むと踏込右之爲躰不届千方之族共候依之一許申付様も
雖有之免許を加へ閉戸釘付申付候」右之段可被申渡候已上」子(寶曆六年)十一月廿六日

第二十三判決 (郡方罰帳) 四所收

江り口村役太左衛門「馬場村横目清兵衛」右之者村役申付置候處正月廿九日同村之紙漉共於小城町中買之楮を取揚候場所に參懸り何茂同前ニ徒黨を組候由役としてハ取鎮メ申答ニ候處無其儀却而同様ニ相働御館下を騒し候義甚不届候依之閉戸申付候上夫科代貳拾人ツ、相懸候也」卯(寶曆)三月

江里山村村役覺左衛門「瀨川右同甚内」右之者村役申付置候處正月廿九日同村紙漉共於小城町中買之楮を取揚御館下を騒し候場所に參懸其儘ニ而罷歸候役としてハ取鎮申答ニ候處左もなく其通ニ而指置候儀近來太形ニ候依之閉戸申付候

石躰村村役源右衛門「右之者近村紙漉共正月廿九日於小城町中買之楮を取揚候場所江參懸り候役としてハ何茂取鎮メ申答ニ候處左もなく其儘ニ而差置候儀近來太形ニ候依之呵置候也」卯三月

北浦村永泉寺村松本村江り山村原田村「瀨川村江り口村馬場村」右村庄屋村役共同村之者共正月廿九日於小城町楮中買いたし候者之宅ニ押入楮を取揚候ため何茂徒黨を組御館下を騒し候役方申付候上は兼而萬事氣を付可罷有處右躰之儀を企候義不相心得役として近來太形ニ候依之呵捨候也」卯三月「右之段可被申渡候已上

岩藏六ヶ村紙漉中「右夫科代貳百人被相懸候條可被申渡候以上」卯三月
小城町別當町役「正月廿九日紙 共申組町中楮中買いたし候者共所に押入楮を取揚候畢竟致中買過分之高

利を取又はメ買等敷義茂有之紙漉共甚不勝手有之所_ら右躰之儀も出来いたし候以後小城山内并横山通之楮は紙漉共直買いたし候様申付候其外之他領他國之楮中買之儀ハ勝手次第ニ候尤メ買ハ勿論過分之高利をとらず樂ニ商賣ニ相成候通可致候此段町中稠敷可申附候」卯三月右之通可被申渡候已上

第二十四判決例（郡方罰帳「四所收」）

善六（外二十八名）「右之者共正月廿九日於小城町楮中買いたし候者之宅_らに押入楮を取揚候由惣而右商買方ニ付異儀も候ハ、筋々訴出支配を可受處無其儀何徒黨を組御館下を騒し候儀近來不届候依之銘々閉戸申付候」卯（寶曆九年）三月

右之判決に依つて、小城藩に於ける徒黨騷擾の罪に關する處遇の原則一般を窺ひ得られるが、「公事方御定書」にても勿論『致徒黨人家に押込候類』（下卷第八十條「徳川禁令考」後聚第四帙一二頁）が犯罪たりしこと云ふ迄もないが、その刑罰に就いては規定する所がない。その下卷第七十六條『あばれもの御仕置之事』（「徳川禁令考」後聚第四帙四九頁）の條に見ゆるも、徒黨殺人、徒黨器物毀損の罪に關する條規であつて、今小城藩のそれと御定書のそれとを對比すること不可能であるが、右掲の第二十三判決例に見る『夫科代貳拾人』の如き刑罰は御定書の知らない所であるが故に、小城の此方面の原則は、御定書のそれと必ずしも同一でなかつたと解して差支へない様に思はれる。

殺 傷 の 罪

第二十五判決例 (罰帳「五所收」)

小城下町×右衛門「右之者去巳三月十九日夜兄儀兵衛女房を致殺害候譯以究役を以相糺候處兼而病身之未令亂心不斗右之働後ニ存當リ候之由申出候亂心とハ申なから何之意趣も無之兄嬢を切殺候上者任大法死罪行ふ者也」午(寶曆十一年)十二月十四日夜

第二十六判決例 (罰帳「四所收」)

(前)「利八」右之者中原酒屋ニ而酒給候末本行寺馬場之孫兵衛與何角申論小刀ニ而突殺候給醉前後之辨なく右之次第之由候得共々忽千万之致方ニ候相手相果候上ハ如御大法生害被仰付候(寶曆七年)

此判決は、少くとも、亂氣殺人、酒狂殺人罪に就いては、「公事方御定書」の原則と小城藩のそれとが、同一であつたことを知らしめるのである。即ち御定書にても、亂氣殺人死罪(下卷、第七十八條)(徳川禁令考「後聚」(第四帙八七頁))、酒狂殺人下手人(死刑)(下卷第七十七條)(徳川禁令考「後聚」(第四帙六九頁))であつたのである。

第二十七判決例 (罰帳「三所收」)

寛延三年午九月圓覺院様御七回忌ニ付歸郡被仰付候「右木ケリ×之允」右之者長神田ケ里善之允を及双傷候ニ付相糺候處同所太右衛門嬢と致密通罷在候處彼女善之允と又々致密通候を見届候故令双傷候段申出候其以後表裏を構水問之上有躰及白狀候兼而稠敷御法度相背不届至極之族依之小城郡佐嘉郡杵嶋郡神崎郡松浦郡都而五郡相拂候」寅(延享三年)七月廿七日(下略)

「公事方御定書」下卷第七十一條「人殺并疵付等御仕置之事」(徳川禁令考(後乘)第二帙六五頁)の條の第四十項に『口論之らへ人に疵付片輪にいたし候もの中追放』は、此判例と對比すべき條項であるが、兩者相似たりと云ふ程度である。尙ほ右判決に依つて、小城藩では此時代『水問』を行へることを知るのである。

偽造の罪

第二十八判決例(郡方罰帳六所收)

散分村×右衛門子伊平次「右之者先年唐津領園右衛門相頼天領銀數年借請右返濟不相調所_レ濱崎藏納米引當之證文差出候末ニ而今度銀主_レ訴出候依之相調候處其通無相違其上庄屋村役に隠シ謀判を以證文相調候段申出候大切成藏納米を自分用猥ニ引當殊ニ庄屋村役共印形と似せ旁之謀計言語道斷之族ニ候訖度申付様有之候得共宥免を以小城佐嘉貳郡井御私領被相拂候也

鷺原村×右衛門「右之者子伊平次……謀判等相用候儀調之上申出候惣而親としてハ兼而之行跡氣を付異見をも可相加處右躰之謀計相企候を不存段無調法至極候依之居郷被相拂候也

鷺原村×右衛門一類江里村戸左衛門(他三)「右之者共鷺原村×右衛門子伊平次唐津天領銀數年借請返濟相滞候末濱崎藏納米引當之證文差出候節右手形ニ致印形候段調之上申出候大切成藏米を借證文ニ書入殊ニ庄屋村役共にも不申談無調法至極ニ候依之閉戸被仰付候也

散分村太兵衛」村役休右衛門」右之者共居村×右衛門子伊平次唐津天領銀借請返濟相滯候付濱崎藏納米引當證文ニ書入其方共印形を似せ候始終不相心得之旨申候右躰之惡事を巧出候儀其役として氣付無之大形千萬無調法之至ニ候依之被相叱候也

只右衛門組合幸左衛門(名外二)」右之者共居村×右衛門子伊平次……謀判いたし候段調之上申出候其方共組合としては兼而令心遣返濟方をも可申談處しかと罷在大形千万無調法者共ニ候依之被相呵候也(安永七年)三月」右之通可被申渡候已上

「公事方御定書」にては謀判者引廻之上獄門(下卷第六十二條『謀書謀判』(徳川禁令考)後案)で、嚴罰に處したるに對し、小城藩にては、稍々輕き罰を以て處斷する原則であつたこと、右判決に就いて知ることが出来るであらう。尙ほ右判決例に依つて、謀判犯に於ける連座制を窺ひ知ることが出来るであらう。

横領の罪

第二十九判決例 (郡方罰帳四所收)

芦ヶ里下古賀村×右衛門」右之者於江戸杉町左右衛門に奉公いたし罷在候處主人、物屋に相渡候金子等令横取致欠落候背御國法右之次第不届至極之者候依之生害被仰付候」右之通一類等に可被申渡候已上」丑

(寶曆七年)八月十三日

第二十七判決例も横領罪に關する一例であるが、此判決は、主人の金子を横領出奔せる奉公人處斷例である。而してそれは、主人の使として代金持參の途中横領せるものであらうかと思はれる。果して然りとせば、此判例を通して窺へる小城藩の原則は、「公事方御定書」下卷第四十三條『欠落奉公人御仕置之事』〔徳川禁令考〕後聚（第二帙七一）頁の第二項『一使ニ爲持遣候品取逃いたし候もの金子ハ壹兩より以上雜物ハ代金ニ積リ壹兩位より以上ハ死罪金子ハ壹兩より以下雜物ハ代金ニ積リ壹兩位より以下ハ入墨敵』と對比すべきものである。扱て少くとも、兩者相似たりと云ふことは出来るであらう。

第三十判決例 〔郡方罰帳〕三所收

寛延三年午九月圓覺院様御七回忌ニ付居郷拂御免」立岩村×之允」右之者浦崎深町平五左衛門雇候而久原村九左衛門所へ^杖持^せ遣候歸^リニ^杖代^米差^遣候^を途^中ニ^而賣^拂候^由申出候兼而不行跡者と相聞旁以不届之族依之山代郷中相拂候也」〔延享四年〕八月四日

此判決は、奉公人の横領に關する原則を示すものである。

詐 偽 の 罪

第三十一判決例 〔郡方罰帳〕四所收

裏町×助×左衛門」〔中略〕右之者共去師走牛津本町ニ居候助之允與申者〆管代として錢七百三拾五匁請取

候處右筈不相渡ニ付助之允ル筋ヲ訴ニおよひ候故役ヲを以相糺候得ハ何角不埒之中分等致候畢、竟兩人申組右錢横取せしめ候趣相聞甚不届之族候依之閉戸申付候也」子(寶曆六年)七月廿五日右之段可被申渡候以上

此判決に依つて、詐僞取財閉戸が、小城藩の原則であつたと解せられるが、然りとせば、御定書にては詐僞取財犯をば死罪、入墨敵の如き嚴罰を以て處斷する定めである(下卷第六十四條「巧事かたり事重キ」) (徳川禁令考「後聚」) (第三帙五〇六頁)が故に、此方面に就いての御定書の原則と小城藩の制規とは、全く相異なるものであつたのである。

窃盜の罪

第三十二判決例 (郡方罰帳「三所收」)

上村永與左衛門下人八右衛門「右之者去秋牛津御藏納米兩度致紛失候付て相糺候處御圍ニ階子ヲ掛御米盜取候始終令白狀候重科之族死罪ニ相極候雖然今度御祈禱内一命を相助られ小城佐嘉二郡并御私領被相拂候已上」右之段可被申渡候已上」子(延享元年)九月七日「右之通於郡方申渡し候

第三十三判決例 (郡方罰帳「三所收」)

寶曆二年申六月御婚禮御祝ニ付御免」平野村×右衛門「右之者去卯十二月同所村藏を破リ米盜取候由聞有之相糺候處無其紛米三俵盜取囮久之宿持越賣渡候段令白狀候不届至極之族其科不輕といへ共一等を免小城郡佐嘉郡并御私領相拂候也」右之段可被申渡候以上」丑(延享二年)四月十一日

「公事方御定書」下卷第五十六條『盜人御仕置之事』(徳川禁令考)後集(第三帙三〇一頁)の條第六項『一家内に忍入或土藏破壊候類金高雜物之不依多少死罪』と同一原則が小城にも行はれたこと、右掲示の二判決に依つて、知ることが出来るであらう。しかし小城藩にては、時に次の如き處遇例もあつた。

第三十四判決例 (郡方罰帳三所收)

寶曆二年申六月御婚禮御祝ニ付御免ニ長神田ヶ里久右衛門下人權八(中略)右之者先月廿七日小隈村壽福寺へ盗入候段聞有之相糺候處住持留守を見立銀錢盜取候段令白狀候不届之族依之小城佐嘉二郡并御私領相拂候」右之段可被申渡候已上」子(延享元年)十月八日

第三十五判決例 (郡方罰帳二所收)

舍人村×助」右之者生立ヶ里友右衛門所へ盗ニ入候由聞へ有之於郡方相糺候處於所々盗いたし候段令白狀候不届之族依之小城佐嘉杵嶋三郡并御私領相拂候」右郡方ニおゐて下目付立令例之通被申渡候」亥(寛保三年)三月廿四日晚

尙ほ小城藩にては、同様の場合の未遂を左の如く罰した。

第三十六判決例 (郡方罰帳六所收)

大手町×右衛門悻利右衛門」右之者令盜候聞へ有之候ニ付相調へ候處去ル十五日祥光山役僧々木綿一反西岡治兵衛宅へ遺候を持届置其末同十七日治兵衛宅に參候而右木綿を語取大門源右衛門宅ニ而江里山村源之

允へ賣拂代錢受取直ニ岡町酒屋ニて暮時頃まで酒給居歸懸ケ朝日町久之允後家宅に立寄候處令他出候付幸ニ存何そ盜取候心得ニ而家内に入込ニ階等見廻リ候半近邊之者騒キ立候付盜取候品無之由申出候縱、盜取候品雖無之入込候上は盜取同前之儀右之始末旁以言語道斷不届者ニ候惣而申付様も雖有之寛宥之沙汰を以小城郡并御私領相拂候也」右之段可被申渡候已上」辰(安永三年)四月廿五日

第三十七判決例 (郡方罰帳三所收)

寛延三年午九月圓覺院様御七回忌ニ付居村拂御免」戸田村×十郎」右之者盜致候段聞在之於郡方相糺候處同村作右衛門鎌を盜取同所伊右衛門に賣拂候由申出候不届之族依之居村相拂候」右之段可被申渡候已上」

(延享四年)六月二日於郡方申渡候

第三十八判決例 (郡方罰帳三所收)

裏町×次郎」右之者同町嘉右衛門下人之衣類致盜候段顯然付而於郡方相糺候處羽織、袷、袴、取、德、万、町に質ニ差置候由申出候不届之族依之小城郡并御私領相拂候」右之段可被申渡候已上」寅(延享三年)九月七日

以上二判例の犯罪は御定書に所謂輕き盜或は小盜とすれば、御定書の同上條第十六項(輕き盜一敲)、第十八項(小盜一敲)とは相異なる原則が小城に行はれたことになる。又御定書にては次項に累犯加重の原則(敲が入墨となる)見えるが、小城にても勿論累犯加重制であつたこと、下掲の判例に就いて知ることが出来る。只その刑罰は異なるところがある。

次に稻、立木盜取犯裁斷例を出すべし。

第三十九判決例 (郡方罰帳「三所收」)

大地町×之允「右之者赤司ケ里五郎左衛門稻を失候付下織嶋宿中家さかしたし候處同所善五兵衛稻を隠置候由筋々申出候付於郡方相糺候處兩所共ニ盜取候段令白狀其科不輕といへ共一等を免シ小城佐嘉二郡并御私領被相拂候」亥(寛保三年)十月朔日(略下)

第四十判決例 (郡方罰帳「三所收」)

長左衛門「右之者去々年稻を盜候付小城佐嘉杵嶋三郡被相拂置候處亦々盜いたし候處有之相糺候處所々ニ而盜取候段及白狀重罪之至不届之族其科不輕といへとも御法事ニ付免許せられ右三郡之上松浦郡加相拂候也」右之段可被申渡候以上「丑(延享二年)九月十一日

第四十一判決例 (郡方罰帳「三所收」)

寛延三年午九月圓覺院様御七回忌ニ付歸郡被仰付候「杉山村×藏」右同斷「裏町×右衛門」(中)「右之者共去ル三日夜藤嶋善之允屋敷内ニ有之候杉盜取候聞有之相糺候處兩人申談盜取裏町三郎左衛門に賣渡候段申出候不届至極之族依之小城佐嘉二郡并御私領被相拂候」右之段可被申渡候已上「子(延享元年)九月十八日

出火の場合の窃盜に就いての判例も見られる。

第四十二判決例 (罰帳「四所收」)

伴右衛門「右之者去年以來所_レ出火之節失物有之右之者宅相見_レ候聞有之候付於評定所相糺候處去年岡町出火之節北村茂兵衛宅失物扱又下川次右衛門宅出火之節盜取候品有之申出候末忰覺右衛門相改候處外ニ茂衣類等品_、盜取_、たる趣覺右衛門申出候依之猶又稠敷及糺明候上令白狀候數度表裏_を構_へ申掠候心底言語道斷不屈之族其科雖不輕_一等_を令免許小_、城_、郡_、佐_、嘉_、郡_、杵_、島_、郡_、神_、崎_、郡_、松_、浦_、郡_、而_、五_、郡_、相_、拂_、長_、崎_、相_、構_、候_也」_亥（寶曆五年）十二月廿三日（略中）

伴九衛門女房「右之者去年已來所_レ出火之節失物有之候處番右衛門家内ニ相見_レ候聞有之於評定所相致候處去年岡町出火之節北村茂兵衛衣類品_、伴右衛門盜取候儀存居候段最前申出候其末忰覺右衛門相糺候處右盜物之（原分）内三浦新五左衛門忰平左衛門_ニ吳候由覺右衛門_ノ申出候ニ付猶又糺明之上無其紛段令白狀右盜物_と存居候_ハ、致樣も可有之處三浦平左衛門_へ吳爲致着用剩盜物之内紋所_を隠し染かへし等致_シ候儀盜人同類難遁其上評定之場ニ而數度表裏_を構_へ申掠候心底言語道斷不屈之族ニ候依之小_、城_、郡_、佐_、嘉_、郡_、杵_、嶋_、郡_、而_、三_、郡_、并_、私_、領_、相_、拂_、長_、崎_、相_、構_、候_也」_亥（寶曆五年）十二月廿三日（略下）

藏物に關する罪

第四十三判決例（郡方罰帳「四所收」）

未五月晦日見性院様御法事ニ付御免「梯樋瀬村×郎兵衛」右之者牛津本町清八_ノ稻相預候處盜物_と乍存其

儘差置庄屋村役に茂不申達數日圍置候得は同類之手爾、難遁近來不届千萬之族候依之御私領相拂并佐嘉御城下長崎相構候也」寅(寶曆八年)十月「右之段可被申渡候已上

之は盜物受託(惡意)犯の裁斷例であるが、上掲「公事方御定書」下卷第五十六條『盜人御仕置之事』の第二十三項『盜物と存預り候もの敲』なる原則に對して、はるかに嚴罰であつた譯である。

之に反して、盜物買得犯に就いては、「公事方御定書」同上條第二十四項『陰物買入墨之上誦』なるに對し、小城藩の刑罰は、その種類を異にし、且つ輕かつたのである。次掲の判決例が之を證示する。

第四十四判決例 (郡方罰帳三所收)

子十二月十日御免被成候「蛭子町×右衛門」右之もの請役所使前八右衛手男傳藏反故を盗出其方へ賣候段申出ニ付相糺候處其紛無之段令白狀候盜物と氣付可有候處役所筋之帳反故猥買取不届之族依之閉戸申付候」右之段可被申渡候已上」子(延享元年)十一月廿五日於郡方申渡候
次なる判決も贓物買得例であらう。

第四十五判決例 (郡方罰帳六所收)

村岡彌平次下人利平次「右之者當六月廿日夜北浦村之者共杉持來候を買取候付相調へ候處無其儀段申出候一寐夜分ニ持來候ハ、盜物ニ而は無之哉念を入相調へ候上ニ而可買取之處無其儀近來不氣付之至候依之呵捨候也」寅(明和七年)「右之段可被申渡候已上

又御定書同上條第二十二項に『盜物と乍存世話いたし配分ハ不取もの敲』と見えるが、次なる判例は、同種犯に對する裁斷であらうか。その刑罰に至つては又相異なるものであつたのである。

第四十六判決例 (郡方罰帳「四所收」)

寶曆十四申六月十八日本良院様御法事付御免」岡町×左衛門」右之者儀弟×左衛門勘定所使前申付置候處同所ニ納り居候諸帳×右衛門盜取候内を横町源之允と申者へ令持參賣拂候趣相聞候故相改候得ハ全不存旨申出候依之再往相糺候處無其紛賣渡候段令白狀候×右衛門盜取たる儀を乍存其儘ニ而指置加之脇方へ賣拂候義同類之手爾葉難遁剩糺明之節何角表裏を構不届至極之族候依之小城佐嘉貳郡井御私領相拂長崎相構候也」辰(寶曆九年)十月右之段可被申渡候已上

第四十七判決例 (郡方罰帳「三所收」)

友田村×兵衛」右之者旅人之盜物を取扱候段相聞於郡方相糺候處何方之者と不相心得候得共質物を相願候付致取次候段申出候質之取遣致上ハ不存譯無之旅人と乍存致取次候手爾葉相聞不届之至候依之閉戸申付候」右之段可被申渡候已上」卯(延享四年)十二月五日夜

之は盜物を質入せし者の處斷であるが、「公事方御定書」にては同上條第二十六項『盜物とハ不存候得共出所不相糺質ニ置遣候もの過料』が類似的條項である。かくして、盜品質入の原則又、御定書と小城藩法と同一ではなかつたであらうと推測せられるのである。

賭博の罪

第四十八判決例 (「郡方罰帳」二所收)

午九月十二日御免」岡町×右衛門(外三)」(外三)」平井村×兵衛」右之者共戸田藏人并盗人并盗人八右衛門と博突いたし候末於佐嘉糺明有之依之相糺候處無其紛段申出候兼而御法度被仰付置候處相背不届至候依之居、町居村被、相、拂、候、」右之段可被申渡候」亥(寛保三年)閏四月廿七日

第四十九判決例 (「郡方罰帳」三所收)

朝日町新内×右衛門」摩那古町×左衛門」右之者共致博突候聞有之候付相糺候處無其紛段申出候兼而御法度稠敷被仰付置候處相背不届之族依之青銅壹貫文充科代申付候」卯(延享四年)七月廿四日

第五十判決例 (「郡方罰帳」三所收)

寶曆二年申六月御婚禮御祝ニ付御免」熊野川村×右衛門」右之者當春令博突候聞へ有之於郡方相糺候處同村善七所ニて致博突候段令白狀兼而稠敷御法度を相背不届之族依之小城郡并御私領相拂候也」右之段可被申渡候以上」丑(延享二年)六月九日

右の如き博突者處斷は、御定書が博突者過料の原則(その下巻第五十五條「三笠附博突」)「徳川禁令考」後麥(第二巻二一九頁)に對し、相異なる原則の小城に行はれしことを示すものである。尤も小城にても旅非人と博突せし者には、過代銀を科する

定めではあつた(第五十五判)。
決例参照)

次なる判決は、博奕累犯處斷例である。

第五十一判決例 (〔郡方罰帳〕四所収)

中國町×市「右之者此跡令博奕佐嘉が其科被仰付候然處博奕宿屋いたし其上勝負ニも相加リ候付又々佐嘉
が過料被相懸候惣躰博奕いたし候儀稠敷御法度被仰付置殊ニ一往其科被仰付候へは可相守之處左もなく數
度右之次第不届之族候依之小城佐嘉二郡御私領被相拂井長崎被相拂候」右之段可被申渡候已上(寶曆
十二年廿一日)

第五十二判決例 (〔郡方罰帳〕六所収)

岡町×右衛門「右之者當七月平井村泰平寺ニ而幸右衛門權八善右衛門吉左衛門令博奕候節致見物候段改之
上申出候惣躰先年が折々令博奕候付每度其科申付一兩年差免置候得者相慎脇々之者をも可差留之處無其儀
又々博奕之座ニ參見物致候趣ニハ申候得共一躰於令同座者同類之手爾葉難遁重疊不届者ニ候依之小城郡相
拂候也」寅(明和七年)十月「右之段可被申渡候已上

右又こゝに參看すべきものであらう。

「公事方御定書」下卷同上條第十八項に『博奕打宿兩隣井五人組身上ニ應し過料』とあるが、小城藩にても、
博奕宿及びその者の町村役人組合等又一定の刑事責任を問はれた。

第五十三判決例 (郡方罰帳三所收)

寶曆二年申六月御婚禮御祝ニ付御免「熊野川村善七」右之もの當春致博突候聞へ有之於郡方相糺候處於自宅致博突候段致白狀兼而稠敷御法度を相背加之座親致シ旁以不届之族有之小城郡佐嘉郡并御私領被相拂候也」右之段可被申渡候以上」丑^(延享二年)六月九日

第五十四判決例 (郡方罰帳三所收)

中町×内」右之者去三日私宅へ數人相集博突之致座親候由相聞於郡方相糺候處無其紛候博突之儀兼而稠敷御法度被仰付置候處致宿屋不届之族依之小城郡并御私領相拂候」右之段可被申渡候以上」巳^(寬延二年)十一月十六日」於郡方申渡也

第五十五判決例 (郡方罰帳三所收)

牛津新町×次郎」右之者宅ニ而去六月數人入込致博突候段相聞候其方幼年ニ付母親相調候處不快ニ而寢入候内數人參候而博突致候旨申候畢竟兼而猥ニ人を集不埒成所々右躰之儀有之殊ニ非人躰之者迄入込候段女とハ乍申寢入居不存趣不届千萬ニ候其方儀幼年たりといへとも御法度之博突座親之手數無遁候付居町被相拂候也」戊閏^(安永七年)七月

牛津新町×平次組合忠右衛門^(外二)」……女并幼少之者共候得は其方共組合としてハ猥成儀無之樣氣を付可令心遣候處兼而太形成所々右躰之儀有之殊旅非人等相加り候儀も不相心得旁以無調法之至ニ候依之過代

錢壹貫文被相懸候也」戌閏七月

牛津新町×太郎「江津村×右衛門」右之者共去六月新町×次郎宅ニ而旅御人を相手博突致候段相聞候付被相糺候處無相違旨申出候兼而稠敷御法度を不相用殊ニ他國之非人ども令出會旁以不届者共ニ候依過代銀貳拾匁充相懸候也」戌閏七月

牛津新町別當庄右衛門「同、唎、千兵衛(外四)」……女并幼少之者共ニ候得は共方共役柄としては萬端氣を付可令心遣處兼而大形所より右躰之儀有之殊ニ旅非人等相加リ居候儀も不心得旁以無調法之至候依之被相呵候也」戌閏七月

第五十六判決例 (郡方罰帳「四所收」)

御免」上戸田宿別當庄左衛門」右之者同、宿罷在候、彌、市、博、突、之、座、親、い、た、し、每、度、數、人、相、集、致、博、突、候、段、相、聞、へ、候、右は兼而稠敷御法度被仰付置候得は其旨を相守リ町中堅固ニ可申付處町役として無其儀太形之至依之呵置候」右之段可被申渡候」亥(寶曆五年)十二月廿一日

第五十七判決例 (郡方罰帳「四所收」)

御免」上戸田村金右衛門」右之者上戸田村横日役申付置候處同、宿罷在候、×、市、儀、兼、而、令、博、突、其、上、致、座、親、候、段、相聞不宜候惣體村役としてハ右躰之儀無之様可令心遣之處畢竟其ノ緩ニ有之右之次第太形之至ニ候依之呵拾候」右之段可被申渡候已上」亥(寶曆五年)十二月廿一日

第五十八判決例 (「郡方罰帳」六所收)

道免村×内組合」同村×右衛門組合」新村×右衛門組合」川越村×右衛門組合」下古賀村×平次組合」右之者共組合×内×右衛門×右衛門×平次兼而御法度之博突致宿屋候ゆへ佐嘉が手當有之候組合と
してハ右躰之儀無之通可相氣遣之處無其儀近來不届之者共候依之過料銀拾匁ツ、申付候也

下古賀新村×右衛門組合」(以下七名組合) 右之者共組合×右衛門以下七名義兼而御法度之令博突候付佐嘉より

手當有之候組合としてハ右躰之義無之通相氣遣へき之處無其儀近來不届者ニ候依之何も過料四百文ツ、申付候也」寅(明和七年)十一月」右之段可被申渡候已上

以上掲出判決に就いて見るに、此方面の小城藩の原則は、御定書のそれと同一でなかつたと云ふことになる。扱て、右の判例に博奕者の組合又一定の責任を負ふのであるが、更に

第五十九判決例 (「郡方罰帳」六所收)

東道免村×四右衛門」右之者家内ニ入込置候伊右衛門義御法度之令博突候故佐嘉が手當有之候惣躰家内入込置候ものニ候へハ右躰之義不致通可申聞之處其儀なく近來不届之者候依之過料五貫文申付候也」寅(明和七年)十一月」右之段可被申渡候已上

又積極的に博奕を差留めざる者も亦、責任を問はれるのである。即ち

第六十判決例 (「郡方罰帳」四所收)

牛津×兵衛」右之者今度筑前守様牛津御通路ニ付公役之者共私宅ニ相集リ致博突候節一往は差留候得共承引不致候付共儘ニ而差置候旨大方之至候依之閉戸申付候」右之通可被申渡候已上」子(寶曆六年)十月三日
更に、次の如き機會を與へたる者も所罰せられた。

第六十一判決例 (郡方罰帳「六所收」)

平井村×之允」右之者當七月同村泰平寺に留守番被相頼罷在候處右所刈幸九衛門朝日町善右衛門戌ヶ里權八岡町七右衛門參博突相企候其方義者右之者共へ番相頼令他出候由申出候得者博突を催候儀は不存由申出候得共畢竟住持不罷歸内番人として差明候處ふ緩ニ相成右之次第近來無調法之至ニ候依之相呵候也」(貞明年七)十月」右之段可被申渡候已上

運送に關する罪

第六十二判決例 (郡方罰帳「四所收」)

牛津×七」右之者阿蘭陀人牛津通路之節高柳ヶ里忠右衛門申談猷上荷物之道夫を受合賃銀を取右荷物其儘ニ捨置別散候由忠右衛門申出候付相糺候處何角與表裏を構數度糺明之上無其紛段令白狀候大切成猷上荷物を請合右之任方近來不届族候依之小城郡并御私領相拂佐嘉御城下長崎相構候也」(寶曆九年)四月」右之段可被申渡候已上

「公事方御定書」には同様の罪案に關する條項見えないが、その下卷第九十一條「書狀切解金子遣ひ捨候飛脚御仕置之事」(「徳川禁令考」後聚) (第四卷二七三頁) の條は類似の條項である。しかし勿論對比は不可能であるが、少くとも、御定書上は、小城藩の如くに、運送に關する罪に對し、追放刑を科する條規は存しなかつたと云ふこと又は云ひ得るのである。

結 語

以上判例を通して、小城藩に於ける近世中葉時代の刑事的法則を窺ひ、それと「公事方御定書」上の刑事的原則との異同を考察して來たのであるが、此結果を以てする限り、小城のそれにして、御定書のそれと殆んど同一原則なるものあり、或は又相似たるものも可成り多いのであるが、一般的に見て、當時の小城刑法と御定書刑法とは、相異なるものであつたと論定して誤りないものと考へられる。

小城藩地方にも、幕府法の内容にして、傳へられたるもの尠くなかつたらしい(例へば「御當家令條」等の幕府法書が、小城藩の書庫に存したことよりも推測し得る)ので、間接的に思想的に幕府法、御定書の原則が、小城藩法に影響したことは考へられるが、右結論に従つて、少くとも御定書制定後數十年間は、御定書刑法は小城藩刑法に直接影響するところなかつたと推論して差支へないと思ふ。

最後に、小城藩刑法を概観して、先づ第一に氣附く特徴は、拂、構等の適用が甚だ廣汎に互り、之に續いて罰

金刑又多く見られると云ふことである。此點のみよりしても、御定書と相異なる刑法が小城藩に行はれたこと推察に難くないのである。(尙ほ、小城藩法そのものゝことではないが、小城の本藩なる佐賀藩の刑法が、當時特徴あるものであつたことは、既に徳川時代の著作中にも述べられてゐることを附記する。即ち「甲子夜話」(日本隨筆大成)上卷三〇八頁、「東湖見聞偶筆」(三浦周行「法制史の研究」一〇一七頁参照)等。)

(昭和十五年六月十日成稿)